月報 はつめい

今月のニュース

2面▽第74回全日本学生児童発明くふう展発明教室の開催
3面▽平成二十八年度科学技術分野の文部科学大臣表彰　受賞者発表
4面▽平成二十八年度知財功労賞受賞者発表▽各道府県発明協会総会日程のご案内▽【特許庁からのお知らせ①】平成28年熊本地震により影響を受けた手続き相談窓口の開設について／平成28年熊本地震に関する手続き扱いについて／平成28年熊本地震に関する手続き相談窓口の開設について▽【特許庁からのお知らせ②】インターネット出願ソフトの使用OSに関する注意（Windows10関係）について／インターネット出願ソフトVer.「3.60」リリースについて▽青少年の創造性育成事業にご協力いただいている企業
6面▽発明相談Q&A▽知財あらかると

発行所　公益社団法人 発明協会　東京都港区虎ノ門2-9-14　電話　東京（3502）5421

第74回全日本学生児童発明くふう展開催

総裁常陸宮殿下並びに同妃殿下の御臨席の下、表彰式を挙行

第七十四回全日本学生児童発明くふう展が、三月二十三日（水）から三月二十七日（日）までの五日間、北の丸公園「科学技術館」（東京都千代田区）で開催され、初日の二十三日（水）には、総裁常陸宮殿下並びに同妃殿下の御臨席を仰ぎ、表彰式が挙行された。

両殿下は、展覧会場において恩賜記念賞及び特別賞受賞四作品について受賞者から実演を交えた説明をお受けになった。

表彰式では、庄山悦彦会長による式辞、清水康敬審査委員長による審査経過報告に続いて、各賞の表彰が行われ、恩賜記念賞、特別賞受賞者及び豊田佐吉賞受賞校に対し賞状・賞品が贈呈された。

その後、常陸宮殿下よりおことばを賜り、また、来賓を代表して豊田真由子文部科学大臣政務官、伊藤仁特許庁長官より祝辞を頂戴した。

最後に受賞者を代表し、恩賜記念賞を受賞した道脇愛羽さんが答辞を述べ、表彰式を終了した。

展覧会場では、受賞作品一五五点を一堂に展示した他、協賛企業・発明クラブ等による発明教室や特別展示、サイエンスショー&サイエンス教室を同時開催し、期間中多くの子どもたちや家族連れで賑わった。



受賞作品を御覧になる常陸宮同妃両殿下

表彰式において発明協会総裁常陸宮殿下より、受賞者に対する祝意並びにさらなる技術開発の推進とそれを担う人材育成の重要性に鑑み、関係者に対し青少年の創造性育成に尽力するよう期待される旨のおことばを賜った。



総裁常陸宮殿下並びに同妃殿下
（表彰式にて）

恩賜記念賞受賞

答辞



無針弧（むしんこ）ンパス

受賞者代表
私立聖徳学園小学校（東京都）
二年　道脇（みちわき）　愛羽（えこ）さん

本日は、「第七十四回全日本学生児童発明くふう展」の表彰式という大変栄誉ある場に、私達受賞者をお招きいただき、盛大な表彰式を開催して下さり、ありがとうございます。

私は、小さい頃から工作をしたり、計算をしたりするのが大好きです。

2歳のときに発明した「足の裏に貼り付ける竹馬」は、3歳の誕生日に特許出願してもらい、6歳の夏に特許になりました。

また、2歳頃からはじめた簡単な四則演算ですが、それ以来、ずっと算数や数学に取り組みながら、最近では、物理的な応用も少しずつ考えられるようになりました。

昨年の夏休みのはじめ頃、私は、母と一緒に、母の好きなコーヒーを買いに行きました。その後、母が飲み終えたコーヒーの紙製のカップをもらって、いつものように工作をすることにしました。

もらったカップの底の中心に、小さな穴をあけて、その穴にストローを差し込んで、転がるおもちゃを作ろうと考えました。

実際に転がしてみると、なんとカップが弧を描いて転がったのです。これを見て私は、とても驚きました。そして、「これは、まるでコンパスのようだ。」と思いました。さらに、「この原理を利用してコンパスのように、円や円弧を描くことが出来る道具を作ることが出来ないだろうか？」と考えました。これが、無針弧ンパスの発明のきっかけです。

私の父は、いつも本質的な物の見方や考え方を、とても解りやすく、諭してくれます。

その夜も帰宅した父に、無針弧ンパスの最初の試作品を見せて、発明の内容を説明しました。すると、父は「なぜ、そういう動きをするのかな？」と問いかけてきたのです。

父の教えは、「解るまで考える。」「出来るまでやる。」です。

今回の発明でも原理の検討や試作にあたっては、「なぜそうなるのかな？」とか「少し問題が有りそうだね。どうしたら解決できるかな？」と言って、私を諭してくれました。

そこからが、また私の試行錯誤の始まりです。「なぜそうなるのか？」「どうやったらうまく行くのか？」と、いろいろと考えを巡らせて、簡単な実験を考えて確かめてみたり、図を描いて検討したりしました。

そうやって、少しずつ疑問の答えを見付けたり、問題の解決を図ったりして、徐々に、試作品の構想を固めて行きました。

そして、出来上がった構想に沿って、試作品を作り上げて行きました。必要な物をそろえながら、少しずつ組み上げて行きました。

こうしたらうまく行くはず、と考えて作ってみたらうまく行かず、設計を変更したり、新たに解決するためのアイデアを考えたり、作りながらもっといいアイデアを思い付いたりして、ついに試作品を完成させました。

試作品の実証実験をしてみようと、近所の駐車場で、無針弧ンパスを走行させてみたのですが、駐車場が狭くて、円弧は描けても円にすることが出来ず、本当に円を描けるのか判りませんでした。

その後、もっともっと広い別の場所を見付けて、実験をしてみました。無針弧ンパスを一周させてみると、スタート地点とゴール地点とがぴったりと一致しました。今度は、とてもキレイに、大きな円を描くことが出来たのです。

そして、コンパスと定規だけを使って、円の中心を推定する方法を応用して、ヒモと巻き尺だけを使って、無針弧ンパスで描いた半径約10メートルの大きな円の中心を計測して推定してみました。その結果、＋－20ミリメートル程度のズレで円が描けていることが判りました。実証実験は大成功でした。

試作に当たっては、目盛の位置を決めることや車輪の大きさを決めることなど、数学を応用して曲率半径を算出するための公式を導き出したり、様々な数値計算をしたり、一つ一つとても大変でしたが、最後には上手く完成させることが出来て、とても良い経験が出来ました。

このような貴重な経験が出来る機会を、私達に提供し続けて下さっている関係者の方々には、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

私は、将来、世の中のためになる発明や発見をたくさんしたいと思います。そしていつの日か、尊敬する父やひいおじいちゃんを越える数学者や科学者、発明家に成りたいと思います。これからも、是非、応援して下さい。

以上をもちまして、受賞者を代表しましての答辞とさせていただきます。

第74回全日本学生児童発明くふう展　発明教室の開催

展覧会場では、発明くふう作品の展示と併せ、協賛企業を始め発明クラブ等による「発明教室」や電子顕微鏡、模倣品等の特別展示を連日実施しました。

3月23日（水）

見える光・見えない光　光の三原色ＬＥＤを作ろう！！

講師：三菱電機株式会社　人材開発センターの皆さん

光と色のしくみを分かりやすく学んでから、丁寧な指導でＬＥＤの工作を行いました。



（アンケートから）
光の性質、光の利用方法など、「光」についての解説が適切で分かりやすかったです。りんごの見え方の実験が一番面白かった。

3月24日（木）

知ってみよう！作ってみよう万年筆

講師：株式会社パイロットコーポレーション　石黒誠一先生　谷平徹治先生

キットを使っての万年筆作り。細かい部品を組み立てて、構造や仕組みを学びました。



（アンケートから）
万年筆を知らない子供が、万年筆というものを知り、またどういうしくみで作られているのかが大変分かりやすく体験できました。

3月25日（金）

手作りモータを作ろう！

講師：さいたま市少年少女発明クラブの先生方

磁石と電池の組合せで作る手作りモータ。エナメル線でのコイル作りにも挑戦しました。



（アンケートから）
電流や磁石などのことに興味を持つきっかけになったかと思います。また、細かい作業をして、目で見て手を使っていろいろ体験できて良かった。

3月26日（土）

おもしろカー「クロール・バギートラックスペシャル」

講師：台東区少年少女発明クラブの先生方

クロールするように進むバギートラック。今年はバックもできるスペシャル版。



（アンケートから）
ボンドのぬり方のコツを教えていただきました。学校では作れない電気を使った工作を経験できてとても良かったです。

3月27日（日）

本づくりのひみつ　～"リングとじ"の発明ノートを作ってみよう！～

講師：大日本印刷株式会社の皆さん

本はどうやってできるのか、印刷会社の工夫を学び、一冊の発明ノートを作りました。



（アンケートから）
効率よく製本するためのコツ、手順を実際にやってみることでよく理解できたと思う。

特別展示　3月23日(水)～27日(日)

知っているものの知らない世界！電子顕微鏡で見よう！

（協力）株式会社日立ハイテクノロジーズ

電子顕微鏡で見るミクロの世界。蚊やダンゴムシはどんな顔？



（アンケートから）
このコーナーは、知らない世界を知る入口になっていると思います。

特別展示

3月23日(水)～27日(日)

ホンモノ？ニセモノ？君はわかるかな？

（協力）国際知的財産保護フォーラム（ＩＩＰＰＦ）



（アンケートから）
どれも同じように見えるけど、よく見ると違うということがわかり、クイズみたいに楽しめました。

サイエンス演芸師 善ちゃんのサイエンスショー&サイエンス教室

3月23日（水）

サイエンスショー

毎度おなじみ善ちゃんのサイエンスショー。約1時間のステージパフォーマンスに、200人以上のお客さんも大興奮・大爆笑。



3月23日(水)～27日(日)

サイエンス教室

小さな子から保護者まで一緒になって楽しめる簡単な、でも科学的な工作を多数用意。二日続きで訪れる方もいらっしゃるなど大人気の教室でした。



（アンケートから）
子どもの興味をひくようなワークショップでした。少し手伝いが必要な3歳児でも積極的に参加したがり、自分で作る事に満足していたようです。

来場者記念品にもご協力をいただきました。ありがとうございました。
キッコーマン株式会社　株式会社サタケ　株式会社島精機製作所　大日本印刷株式会社　株式会社東芝　日本弁理士会
株式会社パイロットコーポレーション　株式会社日立ハイテクノロジーズ　三菱電機株式会社

平成二十八年度科学技術分野の文部科学大臣表彰　受賞者発表



冨岡文部科学副大臣によるご挨拶

文部科学省では、科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者を「科学技術分野の文部科学大臣表彰」として表彰している。

当協会は、毎年本表彰に候補者を推薦しており、今年度は次の十一名の方々が科学技術賞を受賞された。（敬称略・順不同）

表彰式は、四月二十日（水）に行われ、受賞者の功績が称えられた。

☆☆ 文部科学大臣表彰・受賞の喜び ☆☆

科学技術賞　開発部門

冷却器の霜を利用した冷蔵庫用冷却システムの開発


河井　良二
株式会社日立製作所　研究開発グループ
機械イノベーションセンタ生活家電研究部
主任研究員


大平　昭義
株式会社日立製作所　研究開発グループ
機械イノベーションセンタ生活家電研究部
主任研究員


廣田　明久
日立アプライアンス株式会社
家電・環境機器事業部　栃木家電本部
冷蔵庫設計部　主任技師


柴山　昌幸
日立アプライアンス株式会社
家電・環境機器事業部　栃木家電本部
冷蔵庫設計部　主任技師

この度は、平成28年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞開発部門の受賞の栄誉を賜り、身に余る光栄に存じます。ご推薦頂きました発明協会をはじめ関係者の皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

今回受賞となりました開発は、家庭用冷蔵庫の省エネ技術に関するものです。冷蔵庫の消費電力量は、家庭で使われる機器の中で最も大きいといわれており、消費者が冷蔵庫にもとめる省電力化のニーズは高くなっています。冷蔵庫の省電力化を実現するためには、庫外からの熱の流入の抑制とともに、流入した熱を効率良く冷やすための冷却システムが求められます。

本開発は、従来解かして排除するだけだった冷却器に成長する霜に着目し、その冷却能力を有効活用することで省電力性能向上を実現する独自の冷却システム「フロストリサイクル」に関するものです。

本冷却システムでは、冷却運転時には、従来は冷凍室と同時に冷却していた冷蔵室の冷却を独立させます。さらに圧縮機停止時に霜を蓄熱体として利用して冷蔵室を冷却する新たな運転を行うことで省電力性能を向上させることができます。また、除霜時には、ヒータによる加熱を行いながら、霜の潜熱を利用して冷蔵室を冷却します。このとき霜は冷蔵室の熱で加熱されるので、ヒータ加熱のみによる従来の除霜に比べて、冷蔵室の熱を利用した分だけヒータの消費電力量を低減できます。

本成果は、平成21年秋以降に発売された401L以上の冷蔵庫に採用されており、お客様の省電力ニーズに応えるとともに、環境負荷低減にも貢献しています。今後も引き続き更なる省電力化をめざし、視野を広げた開発を推進して参ります。

科学技術賞　開発部門

狭帯域光観察内視鏡システム開発


後野　和弘
オリンパス株式会社
医療要素開発本部
医療要素開発1部　部長


野波　徹緒
オリンパス株式会社
医療第3開発本部
医療イメージング技術開発1部　部長

この度は、平成28年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞開発部門の受賞の栄誉を賜り、身に余る光栄に存じます。ご推薦いただきました発明協会をはじめ関係者の皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

今回受賞となりました狭帯域光観察内視鏡システム（Narrow Band Imaging＝NBI）は医用内視鏡の画像化技術に関するものです。医療内視鏡は、消化管などの粘膜表層にできるがんなど微細病変の早期発見などに貢献しています。通常の内視鏡では、暗い体内の粘膜表面を白色光で照らして観察しますが、狭帯域光観察内視鏡システムでは、血液中のヘモグロビンに吸収されやすい狭帯域化された2つの波長（青色光：390～445㎚／緑色光：530～550㎚）の光で照らして観察するため、診断に重要な所見となる粘膜表層の毛細血管と粘膜微細模様が強調して表示されます。

実際の開発においては、前述のヘモグロビンの吸収特性だけではなく、粘膜組織の光散乱特性の知見が重要でした。多くの消化管粘膜は数ミリ程度の薄い組織ですが、異なった組織が層上に重なった構造を持ちます。数ミリ程度の厚さにも関わらず、層間の光学特性の違いにより、光が粘膜組織内にどのくらいの深さまで伝播するかは、光の波長に強く依存することが各種基礎検討で明らかになりました。これら知見から、青色の狭帯域光がよく粘膜表層の毛細血管に強く反応することが明らかとなりました。血液中のヘモグロビンの吸収、粘膜組織の散乱特性、これら生体組織の光学特性の理解がこの技術の開発につながったといえます。

今後、内視鏡が医療に果たす役割はますます重要になると期待されています。その期待にこたえるためにも、イノベーションへの取り組みに邁進していきたいと思います。

科学技術賞　開発部門

皮膚吸収性に優れた消炎鎮痛貼付剤の開発


平野　宗彦
久光製薬株式会社
監査役


立石　哲郎
久光製薬株式会社
研究開発本部　分析研究所長

この度は、平成28年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞開発部門の受賞の栄誉を賜り、身に余る光栄に存じます。ご推薦いただきました発明協会をはじめ関係者の皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

今回の受賞対象となりました開発は、貼付剤からの薬物の高い放出性と皮膚への高い吸収性を有し、関節部位にも密着できる高い伸縮性を有し、皮膚のかぶれが少ない消炎鎮痛貼付剤に関するものです。

本開発では、長年培ってきた貼付剤技術を結集することにより、それまでにない画期的な貼付剤を鋭意追求しました。その結果、①ロジンエステル誘導体とl－メントールの混合物を溶解剤として用いることで、薬物の放出・吸収性を高め、②粘着剤のベースポリマーとしてスチレン－イソプレンースチレンブロック共重合体と軟化剤を用いることで、より高い薬物の放出・吸収性を発揮させ、さらに、③支持体としてポリエステル布を用いることで、皮膚のかぶれを低減することを可能とした消炎鎮痛貼付剤を開発するに至りました。

本開発品は、モーラス®テープなどの商品名で日本国内外において上市されており、「腰痛症」と「関節リウマチにおける関節局所」の鎮痛の適応症も持った初めての消炎鎮痛貼付剤として承認され、発売から20年を経過した今日でも、日本の医療用の消炎鎮痛貼付剤の市場で圧倒的シェアを有し、日本の貼付剤による治療文化を世界に広げるための代表的な医薬品として、世界の人々のQOL（生活の質）向上のために大いに貢献していきます。

今回の受賞を励みにし、今後も引き続き貼付剤の技術向上に精進し、より品質の高い貼付剤の開発に取り組んでいく所存です。

科学技術賞　技術部門

導電性微粒子の製造方法の開発


清川　肇
清川メッキ工業株式会社
代表取締役社長


福岡　清人
清川メッキ工業株式会社
技術部　係長

この度は、平成28年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞技術部門の受賞の栄誉を賜り、身に余る光栄に存じます。ご推薦いただきました、発明協会をはじめ関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

今回受賞対象となりました開発は、新しいめっき工法による導電性微粒子の作製に関するものです。通常のめっきと異なり、導電性微粒子へのめっきは、粉末と液体を分離するろ過工程があるため非常に時間がかかり、生産効率が悪く、品質が安定しない問題がありました。また粉体へめっきを行う際に、めっきを析出させるための触媒を粉末の表面に吸着させますが、従来の技術ではPd吸着が多すぎるため異常析出してしまい、外観不良となっておりました。本発明では、Pd吸着工程の代わりに直接Pdをめっき液に投入し、めっきの析出に必要な分のみを使用したことにより、上記のような様々な問題を解決することに至りました。

導電性微粒子はデジタルカメラ、ビデオカメラなどのスイッチ部分に使用されていますが、一粒でも未着などの欠陥があると絶縁不良を起こしてしまい、正常に動作しない恐れがあります。本発明では全ての粒子に未着なくめっきを行うことができるため、めっき未着による絶縁不良を防ぐことも可能となりました。

また近年では、シリコンインゴットの切断に使用するソーワイヤーにも、めっきされたダイヤモンド粒子が使用されており、それらめっき粒子の作製にも今回の発明が応用されています。ソーワイヤーは太陽電池用のシリコンインゴットの切断に使用されることから、今後更なる需要が期待されています。今回の受賞を励みとし、めっき分野の発展に貢献できるよう微力ながら精進してまいります。

科学技術賞　技術部門

機械加工による高精度削り出しエルボの開発


堀口　展男
野田金型有限会社
取締役社長

この度は、身に余る名誉ある賞をいただき誠にありがとうございます。これも関係者の皆様からのご支援をいただいたおかげであり、心より深く感謝申し上げます。

長年、エルボは「流れたら良い、そんなものなんだよ」と高精度・高品質についてはほとんど考えられてきませんでした。実際にJIS公差で肉厚は薄い方が一（マイナス）12．5％、厚い方では＋規定せずとなっています。「肉厚が厚ければ安全だ」という理由からでしょうが、実験でも同一の形状のエルボが無いので、その実態がなかなか判りませんでした。

今回の受賞技術は0．1㎜未満での肉厚公差を確保し肉厚均等はもちろんのこと、「設計図面通りのエルボ」を製作することが出来ます。したがって、従来の流体力学を実験・実証・証明することが可能になります。

従来までは「内径のどの断面でも真円」のエルボでの流圧実験などは不可能でしたが、一体品からのコンピュータ制御による削り出しで製作可能になりました。従来エルボでの比較では摩擦係数が26～40％低下、シミュレーションと実験値が一致することも確認できました。

更に従来製品の内径のみを高精度に加工する安価な高精度エルボ加工技術も開発し、今後のあらゆる産業界に高能率・省エネをはじめとする多くの面で貢献が期待されます。

航空機産業では高能率に加えて、重量で従来製品より28～66％軽減した製品、一体品複雑形状である高精度製品開発を実施し、大きな反響を呼んでいます。

また、国内特許4件、アメリカ・ロシア・中国など海外7か国で特許取得し、25か国で審査中です。知財の保護・防御にも推薦団体である発明協会のご指導・ご鞭撻をいただき進めております。これを機会に更なる研究開発に邁進いたす予定です。

平成二十八年度 知財功労賞受賞者発表

特許庁では、「発明の日」（四月十八日）を記念して、知的財産権制度の促進や有効活用を通じ、本制度の発展に貢献のあった個人及び企業等を「知財功労賞」として表彰している。

当協会は、毎年本表彰に候補者を推薦しており、今年度の推薦受賞者並びに当協会役員等の関係者は次のとおり。（順不同・敬称略）

表彰式は、四月十八日（月）に行われ、受賞者の功績が称えられた。

【知的財産権制度関係功労者表彰】

・経済産業大臣表彰

千田　伏二夫　株式会社千田精密工業 代表取締役

公益社団法人発明協会 幹事

一般社団法人岩手県発明協会 会長

・特許庁長官表彰

石橋　一郎　株式会社安川電機 技術開発本部 知的財産担当部長

公益社団法人発明協会 幹事

一般社団法人福岡県発明協会 会長



経済産業大臣表彰を受ける千田伏二夫氏

【知的財産権制度活用優良企業等表彰】

・経済産業大臣表彰

日産化学工業株式会社（特許活用）（東京都）

株式会社デンソー（特許活用）（愛知県）

オリオンビール株式会社（商標活用）（沖縄県）

・特許庁長官表彰

オージー技研株式会社（特許活用）（岡山県）





星野経済産業大臣政務官（前列中央左）、伊藤特許庁長官（前列中央右）との集合写真
（左は経済産業大臣表彰、右は特許庁長官表彰 受賞者（企業））

各道府県発明協会 総会日程のご案内（6月14日開催分まで）

東北

▽青森県発明協会
5月26日（木）13時～
ウエディングプラザ アラスカ

▽岩手県発明協会
5月24日（火）14時30分～
盛岡地域交流センター マリオス

▽秋田県発明協会
5月24日（火）15時～
秋田地方総合庁舎

▽山形県発明協会
5月27日（金）14時～
山形県工業技術センター

関東

▽栃木県発明協会
5月19日（木）14時30分～
栃木産業交流センター

▽神奈川県発明協会
6月1日（水）16時～
ホテル横浜ガーデン

▽長野県発明協会
5月31日（火）13時～
メルパルク長野

▽新潟県発明協会
6月7日（火）15時30分～
新潟東映ホテル

中部

▽岐阜県発明協会
6月13日（月）13時30分～
岐阜グランドホテル

▽石川県発明協会
6月8日（水）13時～
ホテル日航金沢

近畿

▽京都発明協会
6月14日（火）15時30分～
京都リサーチパーク

▽和歌山県発明協会
6月6日（月）13時～
ホテルアバローム紀の国

九州

▽福岡県発明協会
6月14日（火）15時～
福岡県中小企業振興センタービル

▽熊本県発明協会
6月2日（木）14時～
くまもと県民交流館パレア

▽大分県発明協会
6月14日（火）14時～
大分県産業科学技術センター

▽宮崎県発明協会
6月7日（火）13時30分～
宮崎県工業技術センター

【特許庁からのお知らせ①】

※平成28年4月20日現在（最新情報については、特許庁ホームページをご参照ください。）

■平成28年熊本地震により影響を受けた手続の取り扱いについて

この度の熊本地震において被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、平成28年4月14日に発生した「平成28年熊本地震」の影響により、所定の期間内に手続ができなくなった方にお知らせいたします。

1．出願について

特許庁では通常どおり電子出願の受付が行われています。なお、地震の影響により電子出願ができない場合（PCT国際出願を除く）は、※緊急避難手続について（※詳細は特許庁ホームページ電子出願ソフトサポートサイトの緊急避難手続についてをご参照）により手続を行って下さい。

2．特許庁に係属中の出願又は審判について

（1）指定期間について

特許庁に係属中の出願又は審判について、平成28年熊本地震により、指定された期間内に手続ができなくなった方は、手続が可能となり次第速やかに手続を行ってください。

手続の際には、平成28年熊本地震の被害を受けて手続ができなかった事情を説明する文書を添付してください。必要と認められる場合は、指定期間を徒過していても有効な手続として取り扱われます。

なお、特許の拒絶理由通知に応答をするための補正書を提出する場合は、補正をすることができる期間（法定期間）を確保するために期間延長請求書を提出してください。

詳細は、特許庁ホームページ（以下特許庁HPと記載）の「特許出願及び商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について（平成28年4月1日開始）」をご覧ください。

（2）法定期間について

①期間徒過後の救済が認められる手続

手続すべき期間が法律又は政令で定められている※手続（※当該手続きの詳細は特許庁HPの平成28年熊本地震により影響を受けた手続の取り扱いについてをご参照）については、平成28年熊本地震により所定期間内に手続ができなくなった方は、救済手続期間内に限り手続をすることができます。

手続の際には、平成28年熊本地震の被害を受けて手続ができなかった事情を説明する文書を添付してください。必要と認められる場合は、有効な手続として取り扱われます。

（※各手続の詳細及び救済手続期間については特許庁HPをご参照ください。）

■平成28年熊本地震に関する手続相談窓口の開設について

特許庁では4月18日より、今回の災害に関する特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願又は審判の手続について、出願人や代理人等の皆様からのご相談に対応するため、専用の相談窓口を設置しています。左記の相談窓口へお問合せ下さい。

◇熊本地震に関する手続電話相談窓口
・受付時間：8時30分～18時15分（但し、土・日・祝日は除きます。）
・電話番号：03（3581）1101 内線（5000）、（5100）、（5200）

※本平成28年熊本地震により影響を受けた手続の取り扱いについて／緊急避難手続について／特許庁における平成28年熊本地震に関する手続相談窓口の開設については特許庁ホームページ（https://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kumamoto_kinkyuu.htm）及び（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/3_appl/03_06.html）及び（http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kumamoto_madoguchi.htm）に詳細が掲載されています

【特許庁からのお知らせ②】

※インターネットソフト関連の最新情報については、特許庁ホームページをご参照ください。

■インターネット出願ソフトの使用OSに関する注意（Windows10関係）について

平成28年3月

Windows10に、インターネット出願ソフトは対応しておりません。

平成28年7月頃、対応予定です。パソコンの買換え等を予定されている方はご注意ください。

以下の点を、特にご注意ください。

・2015年度中にリリースされる全てのバージョンは、Windows10にインストールできません。
※2015年度＝2015年4月1日～2016年3月31日

・現在のサポート対象OS
特許庁ホームページ電子出願ソフトサポートサイト（以下サポートサイトと記載）のインターネット出願ソフトの動作確認済環境についてをご覧ください。

現在の出願ソフトは、OSをアップグレード（上書き）した環境は動作保障外であり、Windows10も同様の対応となる予定です。

インターネット出願ソフトを利用するパソコンは、現在のOSのままご利用いただくようお願いします。

対応可否は決定次第、サポートサイトにて周知されます。

※OSをアップグレードした環境とは、現在の環境を維持して新OSをインストールする「アップグレード（上書き）インストール」のことです。
例）Windows Vistaの環境を維持して、Windows7にアップグレード（上書き）した環境は動作保証外

※本インターネット出願ソフトの使用OSに関する注意については特許庁ホームページ電子出願ソフトサポートサイト（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/5_os/05_38.html）に掲載されています。

■インターネット出願ソフトVer.［i2.60］リリースについて

平成28年3月

出願ソフトの新バージョンVer［i2.60］を以下のとおりリリースいたします。
仕様変更の詳細については、サポートサイトの「仕様変更」をご参照ください。

◆リリース日程
ダウンロード開始日：平成28年3月30日（水）18時
特許庁受付開始日：平成28年3月30日（水）18時

オンライン手続可能な電子出願ソフトのバージョンについて

・オンライン手続可能
［i2.60］
正常に手続が行えます。

・オンライン手続は可能ですが、警告が出ます
［i2.50］
インターネット出願ソフト起動時に新バージョン・ダウンロードへの確認メッセージ（環境設定で、「□出願ソフトが最新かを確認する」のチェックを外している場合は、メッセージは出ません）及び終了時に出願ソフトバージョン警告メッセージが表示されますので、なるべく早くバージョンアップを行ってください。

・オンライン手続不可能
［i1.10］～［i2.40］
通信状態表示画面に警告メッセージが出て、手続を行わないまま通信を終了します。バージョンアップしてから、オンライン手続してください。

※メッセージは環境により異なります。

※午前中は特にダウンロードが混み合います。混雑が予想される時間をはずしてダウンロードすることをお勧めします。

・利用可能な電子証明書については、サポートサイトの「電子出願の事前準備『電子証明書の取得』」をご覧ください。

・現在ご利用のインターネット出願ソフトのバージョンを知りたい時は、ソフトを起動して「ヘルプ」の「バージョン情報（A）」をご覧ください。

※本インターネット出願ソフトVer.［i2.60］リリース及び、オンライン手続可能な電子出願ソフトのバージョンについては特許庁ホームページ電子出願ソフトサポートサイト（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/4_release/04_37.html）及び（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/4_release/04_05.html）に詳細が掲載されています。

協賛企業

当協会の創造性開発育成事業は、下記企業のご協力により実施しています。

◆ゴールドスポンサー

AsahiKASEI　Eat Well, Live Well. AJINOMOTO　EBARA　食品加工機械・製菓機械 カジワラ　Canon
KOBIRD　SHIMA SEIKI　TOSHIBA　より、そう、ちから。東北電力　JPAA 日本弁理士会
Panasonic　PIGEON　HITACHI Inspire the Next　MITSUBISHI ELECTRIC Changes for the Better

◆シルバースポンサー

AMADA　NTT DATA　ザタケ　EPSON EXCEED YOUR VISION　DNP 大日本印刷
武田薬品工業株式会社　DENSO　TOYOTA 株式会社 豊田自動織機　SEL 半導体エネルギー研究所　三菱重工 この星に、たしかな未来を

◆ブロンズスポンサー

アイシン精機株式会社
エス・オー・シー株式会社
株式会社ジェイテクト
東レ株式会社
日本発条株式会社
ブラザー工業株式会社
旭精工株式会社
キタムラ機械株式会社
株式会社島津製作所
豊田合成株式会社
日産自動車株式会社
本田技研工業株式会社
アステラス製薬株式会社
寿産業株式会社
住友電気工業株式会社
トヨタ車体株式会社
株式会社日立ハイテクノロジーズ
株式会社山本製作所
株式会社石井鐵工所
株式会社ササキコーポレーション
第一三共株式会社
トヨタ紡織株式会社
富士フイルム株式会社

●寄付

トヨタ自動車株式会社

発明相談 Q&A

Q 弊社はお菓子について、商標登録を持っています。その商標を若干変更して使用したいと思っています。変更するのは少しだけですから問題ないと思いますが、大丈夫でしょうか？



輝（ひかり）特許事務所
和田 光子弁理士
プロフィール
輝（ひかり）特許事務所勤務
国内外の商標業務を担当

A どの程度、どのような変更をされるのかが不明ですので、お答えすることが非常に難しいのですが、いくつかの場合に分けて検討してみたいと思います。なお、登録番号を記載していない場合の商標は、架空のものです。

【色について】
商標法には、「登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であるもの」も「登録商標」に含まれるとの規定があります（商標法第七十条）。そのため、例えば青色で登録している文字商標を、赤色や、白抜きで使用することはこの条文を根拠として、登録商標の権利範囲内と考えられます。
ただし、色彩を変えることによって類似しない商標となる場合、例えば青色一色で登録になっている商標を、青・白・赤の三色ストライプとして使用する場合などは、登録商標の範囲に属さないと判断される可能性があるので注意が必要です。特に図形からなる商標の場合は、色彩も構成要素の一つとして重要ですから、色彩を変更すると登録商標の範囲内にならない可能性があります。

【デザイン化する場合について】
文字のフォントを変更する程度、例えば明朝体のものをゴシック体にするような場合は問題となる可能性は低いと考えます。
また、文字商標にアンダーラインを付けたり、斜体にして使用されることなども問題になる可能性は低いと考えます。
ただし、例えば文字の登録商標を旗の図形の中に記載する場合や、登録になっている文字商標を組み合わせてモノグラムとする場合などは、登録商標の権利範囲内とならない可能性があります。このような場合は、別途出願・登録しておくことが必要になると考えます。

【一部の商標部分を省略する場合について】
省略する部分が商品の一般名称など付記的な文字部分の場合は、省略して使用しても問題になる可能性は低いと考えます。
例えば商品「醤油」について、「○○醤油」で登録を持っている場合、「○○」部分のみを商品「醤油」に使用しても問題になる可能性は低いと考えます。
一方、商品「醤油」について「お寿司屋さんの○○」で登録を持っている場合、「○○」部分のみを使用することは登録商標の使用には該当しないと考えます。「お寿司屋さん」は、飲食店の種類を表す言葉ではありますが、「醤油」の一般名称ではないからです。

また、複数の言葉の組み合わせからなる商標、例えば「菓子」について商標「ブラックバード」の登録がある場合、「バード」だけを使用することは登録商標の権利範囲内とはなりません。
「色の名称」は商標としての特徴（識別力）が、指定商品によっては、強くないと判断される場合があります。例えば「頭髪用化粧品」や「洋服」などについて「色」は単に商品の内容を表示すると判断される場合があり、識別力が弱いと考えられます。しかし、「菓子」については、「色」の識別力が特に弱いとは言えません。また「ブラックバード」のように、全体で一つの纏まった観念を生じるような商標の場合、「ブラック」と「バード」それぞれに権利があるわけではなく、あくまで「ブラックバード」全体で一つの商標権となります。
そのため、「バード」だけでの使用は、登録商標の権利範囲内とは考えられず、問題となる可能性があります。

なお、図形商標の場合は、図形の一部を省略して使用することは、登録商標の権利範囲内とはならない場合が多いと考えます。

【何かを付け足して使用する場合について】
これも何を付け足すかによって、判断が変わります。
例えば商品「醤油」に「○○」で登録をもっている場合に「○○醤油」のように「醤油」という言葉を付け足して使用される事は原則問題にはなりません。
しかし、言葉によっては、商標全体で一つの意味が生じると判断される例もあります。例えば「麺類」などを含む商品「穀物の加工品」等について「わが家」（登録第４９３３３２７号）が登録になっていますが、この商標と区別されて、次の商標がそれぞれ別人に登録が認められています。
「パスタ」等について「わが家のパスタ」（登録第５２３０１３８号）
「うどんのめん」等について「わが家のうどん」（登録第５３３８４５４号）
「焼きそばの麺」等につて「我が家の焼きそば」（登録第４８１５９７０号）

「パスタ」や「うどん」は商品の一般名称ですが、これらは「わが家のパスタ」や「わが家のうどん」など商標全体で纏まった意味が生じるため、「わが家」とは区別されたと考えられます。
このような例もありますので、加える言葉が一般名称であれば全て問題ない、とは言えないということがお分かり頂けるかと思います。その判断は非常に難しいですから、加える言葉が商品の一般名称であったとしても、類似する商標が存在しないかどうかのチェックは必要になります。

なお、図形要素を付け足す場合は、登録商標の権利範囲内にならない可能性がありますので、注意が必要です。

【まとめ】
商標権の効力としては、登録商標そのものを使用する権利を専有しますが、登録商標の類似範囲を使用する権利を専有している訳ではありません。許可を得ない第三者が、登録商標に類似する商標を使用することを一定の条件のもと止めさせることは出来ますが、商標権者に類似の範囲を使用する権利を積極的に認めている訳ではありません。
そのため、登録商標と同一でない商標を使用することは、不使用取消審判において登録商標の使用と認められない可能性があるだけでなく、他人の商標権を侵害する可能性もありますので、その判断は慎重に行う必要があります。

知財あらかると

腕時計、していますか？

ウオッチをしなくなって久しい。もともとキーボードに向かうときは重さが邪魔で外していたのだが、携帯が時計代わりになり、外でも不要になった。不便はなく、そうなると電池が切れてもそのままになり、正しく動いている時計がなくなり、手巻きのネジを几帳面に巻く習慣もないので、結果、正確な時を示す腕時計がなくなり、しなくなった。

■パテントで守られるもの

その腕時計でもフランク・ミュラーといえば、高級時計の代名詞である。特徴ある文字盤のデザインや宝飾品をあしらった外観に憧れを持つ人は多く、世界中のセレブにも愛されている。だが、100万円、場合によっては千万円の単位の時計は、憧れの存在ではあっても、庶民には高値の花であり、別世界のものである。

これを笑い飛ばしたのが大阪の会社だ。その名もフランク三浦。語感も似ているが、商品もパロディである。完全非防水を刻印、緩い品質を取説に表示、さらに盤面にもフランク三浦をうたうなど、パロディ商品ならではの面白さがある。そのクスッと笑いを誘うスタイルがウケた。

これに待ったをかけたのが本家のフランク・ミュラー社。自社が築いてきたブランドへのただ乗りだと特許庁に申し立て、差し止めとなった。が、パロディは屈しない。フランク三浦は特許庁の判断を取り消すよう知財高裁に申し立て、このほど、その申し立てが認められ、〝フランク三浦〟が勝訴した。

今回、知財高裁は両者は全くの別物で、混同はないと判断した。確かに「完全非防水」表示、おまけにフランク三浦のロゴまで入っている商品と100万円超の商品では、どう考えても混同しないだろう。さらに付け加えれば、フランク・ミュラーに価値を見出す層と三浦を評価する層の重なりはなさそうである。

もちろん、コピー商品は許されない。厳しく取り締まらなくては法治国家ではない。グローバル競争への参加もできなくなる。長い年月をかけて築き上げた信用や価値。あるいは独創的なアイデアや画期的技術。自分の権利を主張するとともに相手の権利を守ることはビジネスのルールであり、国はその基盤を構築し、拡充する必要がある。

■二次創作が許される社会

といっても、パロディやオマージュはコピーとは異なる。

どこまでを創作とし、コピーと異なるかの線引きは時代や人によって変わる。だが、パロディや二次創作が許されない社会は窮屈だろう。全員が同じ方向を向き、同じ製品に憧れる―。これはもう、退屈で閉塞的な社会以外のなにものでもない。

多様な表現を認め、他者の考えや意見を受け止める社会であってこそ、技術革新や新しい発見があるのではなかろうか。

日本時計協会によると2015年の日本のウオッチ市場は9002億円。中学生のとき、初めて手にして大人になった気分がした。ウオッチはその人の価値観や気分を表す重要なポイントなのだ。高級時計には縁がないが、久しぶりにウオッチをして街にでてみようか。「時計してるんだったら、時間、守ってくださいよ」。そんな声が聞こえる・・・。



㈱銀鈴舎　代表取締役　片岡 縁
プロフィール
早稲田大学を卒業後、日刊工業新聞社に入社。
二〇〇一年に同社を退社、二〇〇七年に編集・企画プロダクションの銀鈴舎設立、代表取締役就任。ジャーナリスト。